

在日ミャンマー国籍者に対するの所得税徴収について

2023年12月28日

ミャンマービジネスサポートデスク 西垣 充

ミャンマー軍政は2023年連邦法改正に伴い、2023年10月1日から海外で就労する国民に外貨での所得税納付を義務付けると、10月25日付国営紙にて発表しました。これを受けて在京ミャンマー大使館は12月20日、所得税の支払い義務に関する発表を行いました。これにより、パスポート更新時には日本国内での所得税の納付が必要となります。12月21日にJ-SATアカデミーの卒業生が在京ミャンマー大使館でパスポートの更新を試みましたが、所得税の未納が理由で更新できなかったとの報告がありました。更新を希望する場合、大使館を訪問し指定されたフォーマットで所得税を支払う必要があり、2023年10月から2024年3月までの6ヶ月分が対象となります。大使館訪問以外の支払い方法は現在構築中で、12月21日時点では他の方法での支払いは受け付けていないようです。

所得税の額は、月給20万円以上の場合は月額2000円、月給20万円以下と証明できる場合は月額1000円の2つのケースで受け付けられるようです。給与所得の確認は給与明細の提出によって行われます。この制度は2024年3月分まで有効で、4月以降については発表されておらず、制度変更の可能性もあるため、注意が必要です。

尚、現在のところ留学生は非課税対象となっており、大使館のホームページにもこの情報が掲載される予定とのこと。また、パスポートを更新する際には、学校からの在学証明書、学生証、在留カードが必要とのこと。

在京ミャンマー大使館 発表原文

<https://saas.actibookone.com/content/detail?param=eyJjb250ZW50TnVtIjozODYwNzN9&detailFlg=0&pNo=>

1

日本語要約内容(あくまでも要約となりますことご了承ください)

<https://saas.actibookone.com/content/detail?param=eyJjb250ZW50TnVtIjozODYwODJ9&detailFlg=0&pNo=>

1